

東紀州環境施設組合事務局設置条例

令和3年4月1日
条例第6号

(設置)

第1条 東紀州環境施設組合同規約（令和3年三重県指令地域第06-708号）第3条に規定する事務を処理するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、東紀州環境施設組合事務局（以下「事務局」という。）を置く。

(事務分掌)

第2条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務係

- ア 組合議会に関すること。
- イ 監査に関すること。
- ウ 職員に関すること。
- エ 組合の総合的な企画及び調整に関すること。
- オ 文書、法務及び公印に関すること。
- カ 財政及び経理に関すること。
- キ 用度及び契約に関すること。
- ク 組合資産の取得及び管理に関すること。
- ケ 広報に関すること。
- コ 事務局の他の係に属しないこと。

(2) 業務係

- ア 所管施設の整備に関すること。
- イ 環境調査及び保全に関すること。
- ウ 所管施設の管理及び運営に関すること。
- エ 所管施設の統計及び調査に関すること。
- オ 所管施設の公害防止に関すること。

(職制)

第3条 事務局に事務局長を、係に係長を置く。

- 2 前項に定める職のほか、事務局次長、主査、主任、主事、技師その他必要な職員を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、管理者の命を受け、事務局を統括し、職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け、係に属する事務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 3 事務局長に事故があったとき、又は欠けたときは、係長がその職務を代理する。ただし、事務局次長を置く場合は、事務局次長がその職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。